

米国預託証券（ADR）のお取引について

ADR とは

- ADR（American Depositary Receipt）とは、米国以外の国で発行された株式を裏付けとして預託銀行によって発行され、米国証券取引所に上場している預託証券です。
- 裏付けとなる株式の価値を表象するため、原則として当該株式の発行国市場の価格に連動します（但し、需給バランス等によって、本国の株価と乖離が生じる場合もあります）。
- 配当、分割、併合等のコーポレートアクションについても、原則として裏付けとなる株式と同等の権利（配当や議決権行使）を得ることが出来ます。

預託証券（DR）のポイント！

- ・預託証券は、株式の発行会社が自国以外の国において、当該株式を流通させる目的で発行する一種の代替証券です。
- ・預託証券を証券取引所に上場することにより、海外企業は直接上場せずに、第三国で資金調達ができるなどのメリットがあり、投資家にとっては、海外企業の株式を直接取得する場合とほぼ同じ権利（配当や議決権行使）を享受したり、売買することができます。
- ・預託証券は、発行・上場する市場によって、米国預託証券（ADR）、日本型預託証券（JDR）などがあります。

ADR のお取引に関するご注意

ADR は、上場されている取引所規則等に則り取引されますが、お客さまは発行体と受託者（銀行等）との間の預託契約に従い権利等を取得することとなるため、**一般の米国上場株式や原株式（本国の株式）と取扱いが異なる点がございますのでご注意ください。**

- ADR の 1 単位は必ずしも原株式の 1 株に対応しているとは限りません。また、銘柄により対応する株数が異なります。
- 原株式と ADR では、配当や株式分割等のコーポレートアクションにおける取扱いが異なる場合があります。
- 本国で原株式が上場していても、ADR のみが上場廃止となる場合があります。
- 預託証券を発行する金融機関から、一定期間毎に管理費用が徴収される場合があります。
この管理費用について、お客様の ADR 保有残高に応じて実費を負担していただく場合があります。
（一般的に四半期～1 年毎に 1 株あたり 0.25～5 セント程度）
- 配当金にかかる税金は、本国での課税分が源泉徴収されます（税率は現地の税法による）。二重課税となる場合、日本と本国が租税条約を結んでいれば、本国での課税額については、原則として確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 当社では、預託証券から原株式への転換手続きは取扱いません。

以上のように、ADR は原株式と同一ではない点に十分ご注意ください。